

お知らせ

医療費控除に関する明細書の提出義務化について

【医療費控除を適用される方へ】
平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要となりました。

なお、税務署から「医療費控除の明細書」の記載内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

※令和元年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付又は提示によることもできますが、令和2年分以降は、医療費控除の明細書の作成・添付が必要となります。

公的年金等受給者に係る確定申告不要制度について

【公的年金等を受給されている方へ】
確定申告不要制度のお知らせ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。（所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告

が必要な場合があります。）

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となつている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。

消費税軽減税率への対応について

【消費税の確定申告をされる方へ】

消費税の確定申告書を作成するには、令和元年10月1日以降の取引について、売上げや仕入れ等を税率（軽減税率8%・標準税率10%）ごとに区分して記帳するなどの経理（区分経理）を行った帳簿が必要となります。

なお、令和元年分からは、消費税確定申告書を作成するには、区分経理を行った帳簿に基づき、「課税取引金額計算表」の作成が必要となります。

また、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿や受け取った請求書などの書類を保存する

必要があります。

還付金の受取方法について

還付される税金があるときは、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、振込先金融機関名、預貯金の種別及び口座番号を正確に書いてください。

なお、振込先の預貯金口座は申告者本人名義のものに限りません。

贈与税の申告と納税について

令和元年分の贈与税の確定申告と納税（現金納付のみ）は、2月3日（月）から3月16日（月）までです。

なお、贈与税額が10万円を超え、かつ期限内に納付ができない場合には、期限内に申請することにより担保を提供して5年以内の年賦で納める延納制度があります。この場合、所定の割合で利子税がかかります。

個人事業者の消費税及び地方消費税の申告と納税について

令和元年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告と納税は、3月31日（火）までです（振替納税をご利用の方は4月23日（木）が振替日です）。

固定資産税（償却資産）の申告について

問税務課

☎(57) 4123

町内に事業用の償却資産を所有している方は、毎年1月1日時点の償却資産所有状況を町へ申告することが義務付けられています。対象の方は令和2年1月31日（金）までに申告してください。

申告を行う際は、税務課で配布している申告用紙をお使いください。また、町ホームページで申告用紙のダウンロードもできますので、ご利用ください。主な償却資産の具体例は次のとおりです。

構築物	ビニールハウス、広告塔、駐車場舗装、屋外配管、フェンス など
機械及び装置	農機具、製造設備、建設機械、太陽光発電装置 など
船舶・航空機	モーターボート、ヘリコプター など
車両及び運搬具	フォークリフト、大型特殊自動車 など
工具・器具及び備品	冷蔵庫、パソコン、コピー機など

※電力会社へ売電を行っている太陽光発電装置は、申告の対象となります

※農業収入を得ている方は、農機具やビニールハウスなどの資産も申告の対象となります